

## 第3期 営業時間短縮協力金 (令和3年3月大阪府・大阪市共同) のご案内

### ◆ 概要

緊急事態宣言終了後、大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、**令和3年3月1日**から**4月4日**の**35日間**の**営業時間短縮の要請**(以下「要請」)に全面的にご協力いただいた**飲食店等**に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に**営業時間短縮協力金**(以下「第3期協力金」)を支給します。

### ◆ 対象者(支給要件)

次のいずれも該当する事業者が対象です。

①大阪市内に要請対象施設(店舗)(以下「店舗」)を有すること。


※裏面の「対象施設及び要請内容」をご確認ください。

②感染拡大予防ガイドラインを遵守し、大阪府の要請にご協力いただいていること。

※**通常営業時間が午前5時から午後9時までの店舗は、第3期協力金の支給対象外となります。**

※令和3年3月1日から4月4日までの間に、開店もしくは閉店した事業者も対象になる場合があります。

また、3月1日から3月21日までの間のみ要請に応じた場合は、1店舗あたり84万円(4万円×21日分)の支給額になります。詳しくは下記URL(二次元バーコード)より、大阪府ホームページをご確認ください。

	3月1日 開始	4月4日 終了
<b>緊急事態 宣言期間</b>	時短要請(休業も含む)遵守期間	
	ステッカー登録・掲示済み 	
		支給額 140万円 1日あたり4万円×35日間

### \*大阪市上乗せ協力金について\*

月額賃料等が60万円以上の店舗については、上乗せ協力金の支給対象となる場合があります。

店舗や来店客専用駐車場の土地や建物の令和3年3月にかかる賃料や共益費、管理費が対象となります。受給にあたっては、第3期協力金を申請終了後、別途大阪市への申請が必要です。

詳しくは下記URL(または二次元バーコード)より、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪府 府市協力金	月額賃料 60万円未満 または自己所有物件	月額賃料 60万円以上	月額賃料 80万円以上	月額賃料 100万円以上
		1万円	2万円	3万円
	一律4万円			
<b>合計</b>	<b>4万円/日</b>	<b>5万円/日</b>	<b>6万円/日</b>	<b>7万円/日</b>

### ◆ 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。

各協力金に関するホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認くださいのうえ、システムにアクセスし、申請してください。

第3期営業時間短縮協力金(令和3年3月大阪府・大阪市共同)大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyoushikantansyuku3/index.html>



大阪市上乗せ協力金 大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000528137.html>



## ◆ 対象施設及び要請内容

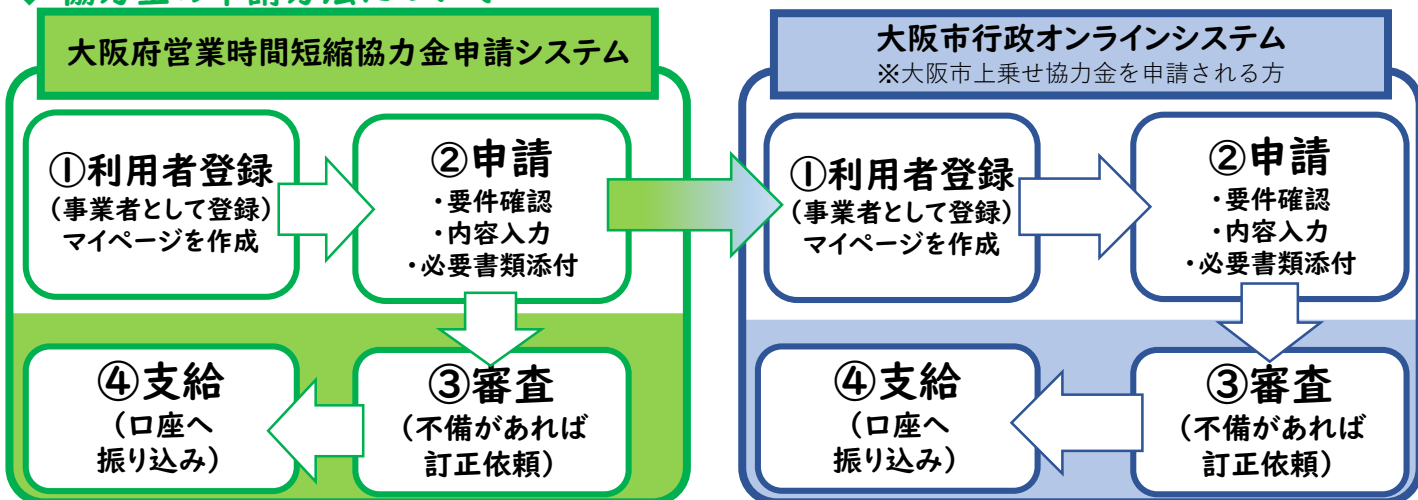
対象施設	要請内容
【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む) 喫茶店(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	【営業時間短縮】 午前5時から午後9時を要請 ※ただし、酒類の提供については午後8時30分まで

### 【営業時間短縮要請等について】

時短要請等コールセンター 受付時間:午前9時30分から午後5時30分

☎ 06-4397-3268 (平日のみ。土日及び祝日は対応していません。)

## ◆ 協力金の申請方法について



※大阪市上乗せ協力金の要件を満たす方は、大阪府申請システムでの申請に加えて、大阪市オンラインシステムでの申請が必要です。

※大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

## 協力金の不正受給は**犯罪**です！

大阪府・大阪市では、府民のみならず多数の情報提供により各行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。

虚偽の申請は**重大な犯罪**になる可能性がありますので、事業者のみならずには適正な申請をお願いします。

【申請受付期間】令和3年4月8日(木曜日)から5月27日(木曜日)まで

※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけます。

(郵送については府ホームページ、または下記の間合せ先までお問い合わせください。)

## ◆ お問い合わせ先

【第3期協力金に関すること】

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

☎06-6210-9525

(平日・土曜日のみ。日曜日及び祝日は対応していません。午前9時から午後6時まで)

【大阪市上乗せ協力金に関すること】

大阪市営業時間短縮協力金コールセンター

☎06-6655-0711 / 06-6655-0820 / 06-6654-3553

(平日・土曜日のみ。日曜日及び祝日は対応していません。午前9時から午後5時30分)